

岐阜県公報

第千九百三十六号
平成二十年四月八日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課) 二五九
解除予定保安林とする旨の通知	(治山課) 二五九
道路の供用開始	(道路維持課) 二六〇
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所) 二六一
身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退	(同) 二六一

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 二六二
平成二十一年度岐阜県農業大学校入学試験の実施	(農業技術課) 二六二
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 二六四
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(同) 二六四
土地改良事業の工事の完了	(同) 二六四
河川整備計画の案の縦覧	(河川課) 二六五
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(建設政策課) 二六五
公共測量の終了	(用地課) 二六六
岐阜都市計画の図書の縦覧	(都市政策課) 二六七
各務原都市計画の図書の縦覧	(同) 二六七
指定技能教育施設の内容変更	(学校支援課) 二六七

告示

岐阜県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第二項の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として指定した次の医療機関の指定を取り消したので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	所	在	地	指定取消年月日
めい	わ	歯	科	多治見市明和町四五四一八	平成二〇・三・二八

岐阜県告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
岐阜市大字三輪字小脇九八四の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由

農道用地とするため

岐阜県告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
恵那市東野字山ノ寺一二八六の七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
恵那市東野字山ノ寺一二八六の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月八日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示の日）
県道	本関 巢線	本巢市外山八七九番地先から 同市同 七七九番一地先まで	一七・五	平成 二〇・四・八	平成 二〇・四・二	

岐阜県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月八日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示の日）

一般 国道 二百五十 六号	加茂郡白川町白山字保柱口二 五七九番一 地先から 同 郡同 町同 字同 五七九番三 地先まで	九〇五	平成 二〇・三・六	平成 一四・三・二七 平成 二〇・一・八
------------------------	---	-----	--------------	-------------------------------

岐阜県告示第二百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場	所	指定年月日
小児科	中嶋 義記	大垣市民病院	大垣市南類町四八六	平成二〇・三・二四	
内科	大橋 徳巳	大垣市民病院	大垣市南類町四八六	同	
内科	鮎 稔隆	関ヶ原病院	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇二九	同	
外科	宮本 修	白川病院	加茂郡白川町坂ノ東五七七〇	同	
内科	吉田 均	上矢作病院	惠那市上矢作町三二一	同	
内科	小木曾富生	岐北厚生病院	山県市高富二一八七	同	
内科	永澤 守	市立美濃病院	美濃市中央四三	同	
内科	吉田健一郎	北方医院	本巣郡北方町北方一八一六二三	同	
外科	長末 正己	博愛会病院	不破郡垂井町二二二〇四二	同	
内科	石川 英樹	公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二	同	

外科	岸田 喜彦	岐阜社会保険病院	可児市土田二二二一	同
内科	青山 文之	青山内科	羽島市竹鼻町二七七	同
内科	水口 一衛	下呂谷敷病院	下呂市萩原町西上田一九六三一	同
内科	早崎 直行	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八	同
循環器科	熊田 裕一	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八	同
脳神経外科	八十川雄図	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八	同
内科	朝川 英範	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八	同
循環器科	小島 好修	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八	同
整形外科	三宅 智	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八	同
呼吸器科	中村さつき	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八	同
外科	湯澤 浩之	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八	同

岐阜県告示第二百九十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があったので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場	所	辞退年月日
			古 田		

公 示

脳神経外科	谷川原徹哉	公立学校共済組 合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四 六二	平成一九三・一
内 科	笠原 信男	笠原内科	揖斐郡揖斐川町三輪一 一〇八	同 二・三〇
内 科	井尾 謙介	中濃厚生病院	関市若草通五 一	同 九・三〇
内科・小児	窪田 鋭郎	窪田医院	中津川市坂下一六〇一 五	同 二〇・二七

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年三月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アートの駅

三 代表者の氏名 小澤 紀代美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市吾妻町一丁目一〇番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の人々に対し、地域社会とアートの連携を推進する活動を通して、地域社会の活性化と文化の向上に寄与し、豊かな市民生活を創出することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年三月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キッズ

三 代表者の氏名 齋藤 雅昭

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日野南六丁目一番一

五 定款に記載された目的 この法人は、子供達や子供の教育に関わる人々に対して教育、スポーツ、野外活動、文化活動に関する事業を行い、これからの子供達の健全な発育、発達に寄与することを目的とする。

平成二十一年度岐阜県農業大学校入学試験の実施

岐阜県農業大学校学則（昭和五十七年岐阜県規則第五十二号）第九条の規定により、平成二十一年度岐阜県農業大学校学生の入学試験を次のとおり実施します。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験方法

推薦入試及び一般入試とする。

二 入学定員

三十名

三 推薦入試

二十五名程度 一般入試 五名程度

四 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項に規定する者又は同法による高等学校を平成二十一年三月末日までに卒業する見込みの者

五 受験手続

受験しようとする者は、次の書類をそろえ、岐阜県農業大学校に提出してください。

1 入学願書（指定用紙）

2 高等学校調査書等

3 推薦入試の場合は、県内高等学校校長の推薦書（指定用紙）

五 入学願書受付期間

八 合格者の発表

区 分	筆 記 試 験	面接試験	小論文
推薦入試	無	有	有
一般入試	必須科目 国語総合 選択科目 数学、生物、農業科学基礎のうち のいずれか一科目	有	無

3 試験科目

2 試験場所

可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校

平成二十一年三月十三日(金) 午前十時から午後四時まで

1 試験日時

推薦入試 平成二十年十月二十四日(金) 午前十時三十分から午後四時まで

一般入試

一次募集 平成二十一年二月二十日(火) 午前十時から午後四時まで

二次募集(実施する場合)

六 入学試験料

千七百三十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書にはり付けて納付してください(消印をしないこと)。

七 入学試験の日時、場所及び科目

なお、郵送による場合は、推薦入試、一般入試とも受付期間の最終日までの消印があるもの限り受け付けます。

推薦入試 平成二十年九月二十九日(月) から十月十七日(金) まで
一般入試

一次募集 平成二十年十二月八日(月) から平成二十一年一月十五日(木) まで
二次募集(一次募集において欠員が生じた場合のみ実施)

平成二十一年二月十六日(月) から三月六日(金) まで

1 発表の日時

推薦入試 平成二十年十一月七日(金) 午前十時

一般入試

一次募集 平成二十一年二月二十七日(火) 午前十時

二次募集(実施する場合)

平成二十一年三月十七日(火) 午前十時

2 発表方法

岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否の結果を受験者本人に通知します。

九 試験結果の提供

平成二十一年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県農業大学校

4 提供を受けるために必要な書類

ア 受験票

イ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 学科

野菜・果樹学科及び畜産学科

2 教育年限は二年で、全寮制です。

3 授業料は、平成二十年度の場合、年額六万七千二百円です。

4 受験に必要な指定用紙の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各地域農業改良普及センター(地域農業改良普及センター)に置かれる事務所を含む。)に問い合わせてください。

5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。

6 在学中は、就農支援資金（就農研修資金）の貸付けを受けることができます。
 7 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
海津3期地区	海津市役所・輪之内町役場	平成二〇・五・四・八から 五・四・九まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
谷汲地区	揖斐川町役場	平成二〇・五・四・八から 五・四・九まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
瑞浪東部地区	瑞浪市役所	平成二〇・五・四・八から 五・四・九まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を飛騨市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
宮川地区	飛騨市役所	平成二〇・五・四・八から 五・四・九まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日

県営ため池等整備事業	南 洞 地 区	平成一八・一一・二〇
県営ため池等整備事業	横 枕 地 区	平成一九・二・二
県営ため池等整備事業	鐘 付 第 一 地 区	平成一九・三・二八
県営ため池等整備事業	河 合 地 区	平成一九・一二・二六

河川整備計画の案の縦覧

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第三項の規定により、河川整備計画の案を作成するので、同条第四項の規定により、一般の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川整備計画の種類

一級河川木曾川水系牧田川圏域河川整備計画

二 河川整備計画を定める河川の区域

岐阜県内の一級河川木曾川水系牧田川の流域（国土交通大臣管理区間を除く。）

三 縦覧期間

告示の日から四月二十二日まで

四 縦覧場所

岐阜県県土整備部河川課、岐阜県大垣土木事務所、岐阜県揖斐土木事務所、大垣市役所、養老町役場、垂井町役場、関ヶ原町役場、神戸町役場及び池田町役場

五 その他

当該河川整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定

により公告する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九年九月六日	有限会社梅田電気工事	代表取締役 梅田 寛之	中津川市加子母四五〇一番地一	般十四七〇〇三三七	管及び消防施設工事業
平成十九年九月八日	蘇水建設株式会社	鶴田温	中津川市東町五番五〇号	般十八七四七	造園工事業
平成十九年九月十日	片田建築事務所	片田善彦	中津川市加子母四八四六番地一	般十七七〇〇三〇九	建築一式及び管工事業
平成十九年九月十一日	付知土建株式会社	代表取締役 三尾 秀和	中津川市付知町五〇六八番地の三	般十八一〇四	管及び造園工事業
平成十九年十月三日	株式会社苗木建設	代表取締役 坪井 幸宏	中津川市苗木山ノ田一二五五番地の三	般十七一〇五九一	建築一式、管及び造園工事業
平成十九年十月九日	株式会社ハラモク	代表取締役 原満 夫	中津川市駒場町一番七八号	特十九二五六五	防水工事業
平成十九年十月二十五日	株式会社鳴海組	代表取締役 鳴海 伸明	中津川市手賀野三三五番地の一	般・特十四三三三四一	管及び造園工事業
平成十九年十月三十日	株式会社佐々木工務店	代表取締役 佐々木 忠義	中津川市阿木五五六六番地	般十七三三一一	管工事業
平成十九年十二月二十五日	安保建設株式会社	代表取締役 水野 謙夫	中津川市福岡一八〇一番地一二	般十八九六四二	建築一式、とび・土工・コンクリート、ほ装及び水道施設工事業

平成十九年十二月二十五日	観和株式会社	代表取締役 高橋 英之	恵那市長島町 永田三八一番地一五	般十九七 〇〇三七四	土木一式及びトビ・土工・コンクリート工事業
平成二十年一月十六日	有限会社 日行重機工業	代表取締役 日下 部美好	中津川市千旦 林一七〇七番地の四	般十四七 〇〇二二五	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、ほ装、しゅんせつ、造園及び水道施設工事業
平成二十年一月三十一日	落合土建株式会社	代表取締役 太田 誠	中津川市落合 六七五番地の九	般十九六 七八	管及び造園工事業
平成二十年二月五日	小寺電気設備	小寺克典	大垣市綾野五 一二五 一八五	般十八二 〇〇六四一	電気工事業
平成二十年二月十七日	田口土木株式会社	代表取締役 田口 十一	中津川市加子母 四六三九番地の二	特十七一 七五一	管及び造園工事業
平成二十年三月三日	國井工務店	國井丈裕	岐阜市下川手 一六八 八	般十九一 〇一八四九	大工工事業
平成二十年三月五日	マルヒコ産業株式会社	代表取締役 曾根 利彦	多治見市池田 町五丁目三五番地の一	般十五六 〇〇一〇〇	タイル・れんが・ブロック工事業
平成二十年三月十二日	株式会社 三晃	代表取締役 藤澤 廣士	美濃加茂市太田本町五丁目二番二八号	般十七一 七二四八	土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装及び造園工事業
平成二十年三月十七日	株式会社 清水建設	代表取締役 清水 昭徳	飛騨市河合町 角川五六七番地	般十七一 一一八	管工事業

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（平成十九年度木曾川境界杭座標化測量）

三 作業期間

平成二十年一月二十四日から
同 年三月二十四日まで

四 作業地域

美濃加茂市、各務原市及び加茂郡坂祝町（木曾川右岸堤河川距離標五十二・〇キロポストから七十・四キロポスト地域、木曾川左岸堤河川距離標六十四・七キロポストから七十・四キロポスト地域、一色派川右岸堤河川距離標〇・〇キロポストから〇・六キロポスト地域及び一色派川左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから〇・六キロポスト地域）

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃市
二 作業種類

公共測量(都市計画図作成)

三 作業期間

平成十九年五月三十日から

同二十年三月十四日まで

四 作業地域

美濃市全域

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画下水道の変更

岐阜市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画公園の変更

二・二・六十四号 前洞新町公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部水と緑推進課

指定技能教育施設の内容変更

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第一項の規定により、指定技能教育施設の内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月八日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

変更した内容

指定技能教育施設の名称

(変更前) 岐阜調理製菓高等専修学校

(変更後) 城南高等専修学校

平成二十年四月八日印刷
平成二十年四月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社